☆ 帝国主義の侵略反革命、社会帝国主義の武装反革命を粉砕し、世界革命戦争—世界プロ独を組織する世界単一党を国際階級闘争の最前線に建設せよ！

1973年 7月5日 第288号
編集発行人 高木一夫
一部 50円
購読料 年共30回分2000円

烽火

NOROSHI

共産主義者同盟（全国委員会）
大阪戦旗社 大阪市大淀区本庄中通3—33
TEL (06) 371—3706
東京戦旗社 東京都本所郵便局私書箱44号
TEL (03) 633—0339

7・6法制審粉砕闘争、7・7入管法粉砕闘争に総決起し

7月攻防戦の最前線に躍り出よ

危機に立つ日帝の統治形態の転換—官僚的警察的独裁体制の飛躍的強化と総決起せよ

〔六・一五—一三突破口に危機に立つ日帝・田中の延命の逆打ち砕く六・七月攻防戦を織せ〕

「総力挙げ小選挙区制粉砕、入管法・全反動法案粉砕、共山闘争勝利を」の旗印を掲げ、六・一五首都千二百、関西六百名を集中された。侵略反革命・他民族抑圧の強化に延命の道を託す日帝の体制的危機の開始と、権力の統治形態の転換、そして諸党派のその本性をあらわにしつつある急速な再編の中で、わが同盟の闘争設定の基礎を変えて、当面の全反動立法粉砕の闘いを組織し獲かなければならない。同時に、法廷闘争の前進に対して一層の反動化で、機動隊数倍の「組織」破防法制を確立した。

だが、現在の小選挙区制攻撃の性格は、七〇年安保—五・一五沖縄「返還」による日帝の侵略反革命と他民族抑圧体制の無応じた、また応じた革命と無応じた、現在の国内的矛盾の集約的表現として、労働者・人民への攻撃としての官僚的警察的独裁の確立にある。その頂点に立つものこそ小選挙区制である。

日本帝国主義の権力形態は、第二次大戦の敗北の結果、アメリカ・独占的大金融資本の支配下に置かれ、米帝の占領下のもとにその基盤をなした財閥の解体と独占制が解体され圧倒的な農地が創出された。そして、四九・五〇年を境とした態後、革命の流産と敗北のうえに労働運動を絞殺し日本独占のもとに再編し、また食管制による小農との同盟のうえにブルジョアジーは議会制民主主義体制を確立し、「戦争犯罪人」五五年以降の岸電成長によって六〇年安保をクルマールとして「高度経済成長」を遂げた日帝は、行政権力の強化、肥大化させ、特に六〇年代後半、革命的高揚を中軸とした労働者人民の闘争の前進に対して一層の反動化で、機動隊数倍の「組織」破防法制を確立した。

だが、現在の小選挙区制攻撃の性格は、七〇年安保—五・一五沖縄「返還」による日帝の侵略反革命と他民族抑圧体制の無応じた、また応じた革命と無応じた、現在の国内的矛盾の集約的表現として、労働者・人民への攻撃としての官僚的警察的独裁の確立にある。その頂点に立つものこそ小選挙区制である。

日本帝国主義の権力形態は、第二次大戦の敗北の結果、アメリカ・独占的大金融資本の支配下に置かれ、米帝の占領下のもとにその基盤をなした財閥の解体と独占制が解体され圧倒的な農地が創出された。そして、四九・五〇年を境とした態後、革命の流産と敗北のうえに労働運動を絞殺し日本独占のもとに再編し、また食管制による小農との同盟のうえにブルジョアジーは議会制民主主義体制を確立し、「戦争犯罪人」五五年以降の岸電成長によって六〇年安保をクルマールとして「高度経済成長」を遂げた日帝は、行政権力の強化、肥大化させ、特に六〇年代後半、革命的高揚を中軸とした労働者人民の闘争の前進に対して一層の反動化で、機動隊数倍の「組織」破防法制を確立した。

だが、現在の小選挙区制攻撃の性格は、七〇年安保—五・一五沖縄「返還」による日帝の侵略反革命と他民族抑圧体制の無応じた、また応じた革命と無応じた、現在の国内的矛盾の集約的表現として、労働者・人民への攻撃としての官僚的警察的独裁の確立にある。その頂点に立つものこそ小選挙区制である。

日本帝国主義の権力形態は、第二次大戦の敗北の結果、アメリカ・独占的大金融資本の支配下に置かれ、米帝の占領下のもとにその基盤をなした財閥の解体と独占制が解体され圧倒的な農地が創出された。そして、四九・五〇年を境とした態後、革命の流産と敗北のうえに労働運動を絞殺し日本独占のもとに再編し、また食管制による小農との同盟のうえにブルジョアジーは議会制民主主義体制を確立し、「戦争犯罪人」五五年以降の岸電成長によって六〇年安保をクルマールとして「高度経済成長」を遂げた日帝は、行政権力の強化、肥大化させ、特に六〇年代後半、革命的高揚を中軸とした労働者人民

六・一五全国総決起闘争で我々は、首都においては八・二五共闘の一層の発展として、約二百名の労働者・学生の戦闘的デモンストレーションを姿公園を突破し、また、関西では、天王寺野外音楽堂で約七倍労働者が多数参加する中で、六百名の集会と解放までのデモを敢行した。

六・一五—二三闘争は、権力の官僚的警察的独裁体制の具体的発現形態としての今国会での諸反動立法制定の策動に対する闘争として闘い抜かれた。

田中は、現在のブルジョアジーの意図を露骨的に示す小選挙区制の今国会制定を見送ったとはいえ、入管法、国鉄運賃値上げ、防衛二法、靖国法案法案、健保法案法案、健保法案と諸反動立法を矢々と提出している。

社・共の議会内取り引き、参院補選と参議選への選挙の中で、このような攻撃と、またインフレの進行、撤政の強化、また公害のとどまる所を知らぬ進行、これらに対して労働者・人民は闘いに決起したのだ。

このような田中の政策は、現在の日帝の危機とそれに対応した プロレタリア・人民のかつてない階級性化、ブルジョアジーからの離反に対する権力の側からの攻撃である。だが、このような攻撃は、逆に一層、プロレタリア・人民の反撃を招き、危機を深めるものを得ない。例えば六〇年安保闘争を踏襲した出撃内閣が、高度経済成長政策と行政権強化の思想化をもって攻撃した時、客観的条件によって、一定の成功をおさめた。だが、現時点では、危機の成熟による諸矛盾の激化のなかで、プロレタリア・人民に攻撃をかけねばならず、その攻撃のあえていうそうそ矛盾を激化させるという悪手段に陥らざるをえないのだ。

現在の日帝の危機は、ベトナム・ジュネーブ体制の崩壊という国際的条件に規定されている。(1)ベトナム「停戦」以降も、カンボジアに代表される民族解放闘争の引き続く前進、また日帝の新植民地主義的侵略に対する顕在的、潜在的反撃として、(2)またとりわけIMF体制の崩壊に示されている帝国主義列強間の熾烈な競争によっている。

日帝の危機は、次のような形で、具体的に現われている。(1)今年に入って異常な形で進行するインフレとして（それにのぼる。しかも国売価値やさくめて）ブルジョアジーは、まったく無策であり、それは、このインフレが、基本的に国際流動性（ドル）の過剰によっており、それは、また、IMF体制の崩壊をもたらした、過剰資本の形成と帝国主義間競争の激化、米帝の相対的後退によっており、それ故、現下の日本資本主義の内に構造化されている以上、ほとんどアルジョアーの手によっては解決不能の問題である。(2)それはプロレタリアートには、各自上の若干の賃上げにもかかわらず、それを上回るインフレによって吸収され、また、合理化、労働強化は一層強められ、また巧妙に行われている。これに対し、今春闘における労働者階級の大局的として反撃が開始されている。(3)日帝の侵略反革命の拡大強化されている。(4)日帝の侵略反革命の拡大強化は、帝国主義間競争の激化、米帝の相対的後退による帝国主義間競争の激化、また、日帝の経済的発展による日本独占の強化、また、資本

刑法改正—保安処分新設粉砕

7・6法制審中央闘争に総決起を

保安処分条項の6・22採決を弾劾せよ

「障害者」抹殺・予防反革命許すな

保全共が呼びかけ

第14回法制審へ

危機に立つ日帝の、反動的延命策たる「小選挙区制」を頂点とした「治安法」・「防衛」法・「出入国法」など諸反動立法は、社会党・社共主義者どもの屈服と裏切りにもかかわらず、全国の労働者・学生の頭上に襲いかかろうとしている。

の炎の前に手痛く焼かつつも、闘う労働者・学生の頭上に襲いかかろうとしている。

とりわけ、法制審に於いて密かに進められてきた「刑法改正・保安処分新設」策動が、わが同盟を中核とする保安処分粉砕全国共闘会議を先頭にした、一年余にわたる闘いの組織化と鮮明な蠢動中で、遅々として進まぬ事に業を煮やした帝国主義者どもは、六月三百法制審第十三回総会において「保安処分条項」を強行採決し、第十四法制審総会粉砕／刑法改正—保安処分新設を葬り去れ！

保全共全先頭とする闘いの一切をもって、7・6法制審粉砕全国共闘会議を先頭にした、一年余にわたる闘いの組織化と鮮明な蠢動の炎の前に手痛く焼かつつも、闘う労働者・学生の頭上に襲いかかろうとしている。

とりわけ、法制審に於いて密かに進められてきた「刑法改正・保安処分新設」策動が、わが同盟を中核とする保安処分粉砕全国共闘会議を先頭にした、一年余にわたる闘いの組織化と鮮明な蠢動中で、遅々として進まぬ事に業を煮やした帝国主義者どもは、六月三百法制審第十三回総会において「保安処分条項」を強行採決し、第十四法制審総会粉砕／刑法改正—保安処分新設を葬り去れ！

六月三百第十三回法制審総会、注目し、その反革命性・犯罪性に、（傍点）十六章—「保安処分」が、において、われわれがこの間暴も、ついて、警鐘を乱打してきた、刑法一様々な反対（精神々々様学会、精神

6・15—23全国総決起闘争は日帝の延命策—全反動立法を粉砕し、侵略反革命を破綻に追い込むべく6・7月攻防戦への跳躍台としてからとられた（写真は国会へ向け決起した千二百）

精神医学会、公衆衛生学会、自治一もって強行すると共に、今まで以上に、法制審の動向—

労大会、京医労、日弁連、大阪弁の闘いを展開する準備会員色、始め、刑法改正—保安処分新設粉砕

護士会等）を押し切って、採択され、刑法改正への脅動

されたことに対し、闘争の怒りを闘争の更なる強化をなしとげれば、我々は、この二年間、戦争、戦

6・22保安処分条項採択弾劾！

7・4刑法改正—保安処分新設と闘う全関西集会

▼講演　浅田光輝氏

▼午後六時▼京都会館別館（市電岡崎公園下車）

▼主催・7・4集会実行委

▼よびかけ・精神科医全国共闘会議、大阪精神医療研究会、企業保安処分と闘う労働者の会、関西障害者解放委員会

法制審総会粉砕

刑法改正—保安処分新設粉砕

7・6労学中央総決起集会

▼正午　▼檜町公園（地下鉄六本木下車）

▼主催・7・6集会実行委員会

▼呼びかけ・保安処分粉砕全国共闘会議

6・16東北集会貫く

保安処分条項採決に先制攻撃

六月十六日、東北大学において刑法改正—保安処分新設粉砕総決起集会が、実行委の主催の三五十数名の結集で、保安処分条項採決を めぐり緊迫する法制審総会へ向けて、怒りの集会が、第二に、「障害者」との結合が、第三に、「精神障害者」の闘い—の重要性である。それは何も彼らに対する同情や支援に止まることは断じてなく、彼らを「廃人」にすることは、現実に進行し、又は完了しつつある、「治安法」・「防衛」法・「出入国法」等に象われた、「精神障害者」の、「治安法的犯罪」の、「廃人」化の、「治安法的犯罪」の、「廃人」化の、「治安法的犯罪」の、「廃人」化

7・7 蘆溝橋事件36周年、華青闘告発3周年とわれわれの任務

1 わが同盟の入管闘争の政治・組織総括

七・七蘆溝橋事件三十六周年、華青闘告発三周年、入管法粉砕、全国総決起闘争を交差通り絶力眺として打ち抜くあたって、われわれは、次の課題を鮮明にしなければならない。それは、第一に、入管法粉砕闘争の中間義結を踏まえ発展へむけて、第二に在日朝鮮人解放闘争への暴行・撤撃を糾弾・粉砕せよ、撤三に、七・七蘆溝橋事件三六周年華青闘告発三周年とわれわれの総括、任務――以上四点である。当面する課題を明らかにする前にわれわれは、しばらく、この間のわが同盟の入管闘争の組織総括に触れねばならない。なぜなら入管闘争において、とりわけ問われているのは、まず、その「闘うべき主体」であるからだ。

われわれは、これまで、「『在日』の事」に終まえ、一切の空疎句を排しム戦線を国際主義の赤い糸で貫け」（「烽火」二八一号〈六月五日付〉）「わが同盟の 闘争指針と入管闘争・下」での提起において、「在日」たることの事件を、日本帝国主義＝日本政権の「国民」と在日朝中人民とのそれぞれの「闘争」の歴史的総括として把え返し、それを踏まえ、「排外主義と国際主義の分水嶺を組織せよ」（「烽火」二八三号・二月二〇日付）とのスローガンとしてまとめ上げられ、党にとっての死命を制する「国際主義」の内実に関わる問題として把え返し、かつまたことによって、「党の絶力戦」としての入管闘争の視座を提示した。このことの意義は、日帝の侵略反革命・他民族抑圧の位置を明らかにするという党の政治路線の深化（「烽火」二八四号〈三月三〇日付〉）一面論文）として、評価した。

しかし、そのことは同時に、われわれの入管闘争における党的実践をある意味で「内在化」せしめることとなった。

われわれは、これを、「一度は通らねばならぬ道であったとはいえ、いわば『従来の負債を返した』ものである」ことによって、わが入管闘争はようやく本来の意味でのスタート台に立ったのだ」と総括した。つまり、平たくいえば、われわれは、三・一において「闘を洗って出直した」のであった。「闘を洗う」ことはきわめて大きな意味をもっていたとはいえ、それはやはり大局的には、新たな実践のための準備にすぎない。問われたのは「次は何か」であった。われわれはしかしこのことに気付かなかったわけではない。それは、この闘争における一方の基軸が、「排外主義と国際主義の分水嶺を組織せよ」であったことをもっとも鮮明に指摘していたのであった。第二に、四・一九集会、若き日本革命的左翼（＝日本革命全学連第一次アンド）にかけられた武器として把え返し、それに十分に応え切れなかったことを六〇年安保闘争敗北の主体的、思想的根拠との関連で総括してもってその今日的教訓を、こんこんの核派の日帝打倒二元主義、八・三共闘に結集する一部の積岩の「平板な国際主義」への批判を通して明らかにした。

しかし、この「『在日』への攻撃＝管法」という把握は、闘争を通れずにいえば、立場と実践の結合が十分になしえたものではなかったなぜか。「『在日』たることの重み」は、ただに一般的にほうばくとして「重み」ばかりでなく現実の在日朝鮮人Aさんとわれわれ、在日中国人Bさんとわれわれ、との関係として、現実に「重い」のである。

しかし、在日朝鮮人Aさんの存在は、同時に、その背後には在日朝鮮人運動があり、朝鮮民族解放闘争の前進をかち取ってきたのだ。「『在日』の重み」は具体化、現実化されねばならない。日帝の四度目の入管法上程にかけた「執念」の背景とは、従って在日朝鮮人運動への、われわれの態度、「執念」の背景としての朝鮮民族解放闘争（と朝鮮労働党）の前進をかち取ってきたのだ。われわれ、国人民の不屈の闘いへのわれわれの態度、として直撃に問われる。

かくして、われわれは、よっやくにして、客観主義的な観念をはらんだ、従来の「国民共産主義運動総括」のようでないかたちで、一つの回路を経て、在日朝鮮人運動、朝鮮民族解放闘争、朝鮮労働党へのわれわれの態度を問題にする地平に到達したのだ。党的実践から不断につきつけられるようなかたちで……。これは「無数に向り道」だったのだろうか。「ハイジャック」でも朝鮮へ行く方がもっと取り早い連帯の道だったのだろうか。否、否、否、抑圧民族と被抑圧民族の間に横たわる「夢がたい溝」は決して、「ハイジャック」でとび越えられるものではない。

従って、「日本革命的左翼の試練＝四・一九」は更に、「入管法に対する態度と行動」として現実的には検証されねばならない。われわれは、今入管法に対して問われる「態度と行動」を、排外主義への屈服の道を歩む現実の批判を通して明らかにしていかねばならないだろう。（詳しくは後述）。

先にも述べたように、われわれは、政治路線の中に、日帝の他民族抑圧の位置を早期のように明らかにしてきた。

すなわち――革命的左翼にならわれる、ベトナム人民の民族解放闘争との結合一般、ないしは、いわゆる自主独立左派グループとの結合を国際主義の軸として主張する傾向……この傾向は、具体的な日本帝国主義の侵略反革命に対する闘争とベトナム民族解放闘争の「結合」を無媒介に主張しそうする事によって、実践的には、日帝の侵略反革命に対する闘争を完全に空句にかえてしまう。民族解放闘争が「世界プロレタリア革命の一環」として発展したという事は、そのまま帝国主義下のプロレタリアートの運動と結合し、世界プロ独へむけた運動として発展するというものではない。「抑圧民族と被抑圧民族との 護展の 分裂を帝国主義のもとでの基本的な、最も本質的な、不可避的なものとして」（レーニン）「社会主義革命と民族自決権」）認め、この見地から、侵略反革命と他民族抑圧の具体的問題われと闘ってのみ、民族解放闘争と結合する事が可能であり、また国際主義を実践的に体現できるのである。――（「烽火」二八四号、三月三〇日付一面論文）。

われわれは、この深化を、後に述べる諸課題の中で具体化をめねばならないだろう。

さて組織方針としては、われわれは、これまで①金竜、金嬉老を国際主義の赤い糸で貫く、②地域入管戦線の構築、③学園、職場、地域への朝鮮中国問題研究会の組織化、と提起してきた。しかし、この組織化方針は、先にのべたように政治内容としての入管闘争に実践的、何といっても、「金竜、金嬉老を国際主義の赤い糸で貫くという点に軸をおいたものであった。しかし、以上の政治、組織総括を踏まえて、今やわれわれはこれまでの成果を断固として継承、発展させつつ「同盟（全国委）の入管戦線の構築」への大胆な着手を一層推し進めねばならない。ここでは、「『在日』の事」の具体化が喫緊側から問われている。

2 在日朝中人民への一層の「同化」・抑圧・分断・追放策を入管法を永遠に葬り去れ

入管法（＝出入国法）案の今国会提出「ほぼ断念」が崩られている。朝日新聞六月十八日付によれば「政府、自民党は、五年越しの与野党間の対決法案にたっていた法案の審議が「絶」遠れている中で、まず実質審議にはいれるかどうかさえ危ぶまれる状況のため見送りできる必要なくなったもの……」

今国会での「ほぼ断念」の報道に際して、われわれは、まずその事を確認しておく必要がある。第一に、この「ほぼ断念」方針が事実としても、決して、わが抑圧民族プロレタリアートの闘いによるものでないと言える。この「ほぼ断念」方針は、在日朝鮮人を始めとする在日アジア人民の決死の闘いを最も大きな動因としている。そしてそれは、アルジェリア新聞でも国際情勢ひひく（同上）ときれているように、一年前の七・四朝鮮南北共同声明を画期として前進する朝鮮民族主主義人民共和国のWHO（世界保健機構）加盟運動という状況の中で、在日朝鮮人の「存在」そのものへの攻撃、共和国への敵視から、ウ盟加盟運動という状況の中で、在日朝鮮人の「存在」そのものへの攻撃、共和国への敵視から、内容をもつ入管法の「見送り」方針に追いこまれている事をはっきりと踏まえておく必要がある。われわれはゆめゆめ「日朝、人民の断固たる闘い」によって雄辞したなどと語ってはならない。従って、第二に、上程を取り下げるわけではなく、情勢次第ではいつでも強行採決に持ち込める法案に依然死の闘いを最大の動因としている。そしてそれは、アルジェリア新聞でも国際情勢ひひく（同上）ときれているように、一年前の七・四朝鮮南北共同声明を画期として前進する朝鮮民族主主義人民共和国のWHO（世界保健機構）加盟運動という状況の中で、在日朝鮮人の「存在」そのものへの攻撃、共和国への敵視から、内容をもつ入管法の「見送り」方針に追いこまれている事をはっきりと踏まえておく必要がある。われわれはゆめゆめ「日朝、人民の断固たる闘い」によって雄辞したなどと語ってはならない。従って、第二に、上程を取り下げるわけではなく、情勢次第ではいつでも強行採決に持ち込める法案に依然

7月攻防戦の最前線に入管法粉砕、朝鮮人高校生への襲撃糾弾、7・4声明支持の旗を翻せ

まだ、六月十三日、十四日に行なわれた金嬉老「解」国宣言・大平外相による日「解」首脳会談は、今日の朝鮮民族主主義人民共和国のWHO（世界保健機構）加盟をこによる「解」反革命・国の国際的地位の没落の中で、日「韓」反革命・国の国際的地位の没落の中で、日「韓」反革命・国の国際的地位の没落の中で、共和国および朝鮮人民への敵対の表明であったことは火を見るよりも明らかである。

われわれは、「四・一九精神」を継承しつつ朴反革命軍事独裁政権との不屈の闘いを続けている南朝鮮人民に固い連帯し、かつ、入管法粉砕に決起している在日朝鮮人民をはじめとする在日アジア人民の決死の闘いに連帯しうる主体的、客観的条件を、入管法粉砕闘争のまっただ中で、このわれとが身をもって切り拓いていかねばならない。

さて、この間の相原発言を発端とした、「天皇制」をめぐる論議の高揚は、小選挙区制とともにこんどうの侵略反革命・他民族抑圧に全面的に乗り出す日帝の、その体制的危機の切り抜け策としての権力の質的転換、「官僚的支配的独裁の完成」の姿を表象するものとして、はっきりと押さえられねばならない。

まず第一に、われわれは、天皇自身が四次防について、「近隣諸国に比べ自衛力がそんなに大きいとは思えない。国会でなぜ問題となるのか」「防衛問題はむつかしいだろうが、国の守りは大事なので、旧軍の悪いことは真似ず、いいことを取入れていかねばならない」と発言した。そして、第二に、日帝・田中政府が、「一国民の意思といったことではなく、きわめて重要な問題」をあやまってふたをき、もみけしに奔走し、殖民防衛長官の「発言」を「天皇の自責を返すきまたに」ことに示されるとおく、日本帝国主義にとって、まさに天皇の「政治利用」は「タブー」であることを自ずれねばならない。しかし卓まってはいけない。このことこそ、逆にもっとも天皇の「政治的位置」を能動的に示しているのだ。

防衛に関しいう政策遂行のために「安易に「政治利用」せんとして猛烈の失敗」で、天皇は諸勢力のこに超然と光り輝いている。天皇の存在は日本本内乱から救っている」と発言した中曽根通産相の「右寄り」、そして社共の「温厚の「暖」とうけ止めている。天皇の「発言」は、日帝の「国家」の「国民」に対する「国家」の「国民」に対する「国家」の「国民」に対する

アヤメ、影山糾弾、電々会館 諸戦線で進撃

保安処分の先取り攻撃粉砕を

7・19アヤメ第四回公判闘争へ

差別的訴訟指揮許さず

七三春闘・小選挙区制粉砕闘争にみられたプロレタリアートの決起は、進行する日帝の経済侵略と帝国主義間争奪戦の激化、そして組合主義的政治路線の破産を明らかにし、「生活闘争」と「革命的」急進主義との対立を明確にしている。このような中でわれわれの任務は重大といわねばならない。

七三春闘の高揚の中で我々が「春闘」を戦争として捉えて徹底的に闘いぬか